

## 長崎県産業廃棄物リサイクル施設整備促進事業補助金実施要綱

### (趣旨)

第1条 県は、循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルの促進を図るため、産業廃棄物の排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し、予算の範囲内において長崎県産業廃棄物リサイクル施設整備促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱（令和2年3月31日長崎県告示第302号。以下「県民生活環境部要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項第1号に規定する産業廃棄物及び同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。

2 この要綱において、「排出事業者」とは、県内に産業廃棄物を排出する事業所を置く事業者で構成される法人格を有する団体又は個人をいう。

3 この要綱において、「産業廃棄物処理業者」とは、県内に事業所を置き、廃棄物処理法第14条第1項、同条第6項、第14条の4第1項又は同条第6項の許可（第14条の2第1項又は第14条の5第1項の規定による許可を含む。）を受けて産業廃棄物の処理を業として行う者をいう。

4 この要綱において、「中間処理」とは、産業廃棄物の発生から最終処分（埋立処分）が終了するまでの一連の処理の行程の途中における産業廃棄物の処分をいう。

5 この要綱において、「リサイクル」とは、産業廃棄物を処理・加工することにより、性状、安全性、用途市場価値など総合的に判断して、確実に有効利用されるものにする事及び産業廃棄物の焼却施設（廃棄物処理法第15条の3の3第1項の各号のいずれにも適合する見込みがあるものに限る。）において焼却により発生する熱エネルギーを回収すること（以下「熱回収」という。）をいう。

### (補助対象となる事業)

第3条 この要綱において、補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）とは、次に掲げる事業であって、知事が補助金の交付対象と認めた事業をいう。

- (1) 排出事業者が自らの製造工程や処理方法等の改善・新設・増設によって、産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルを促進する事業
- (2) 産業廃棄物処理業者が行う中間処理により発生する残さを、処理方法等の改善・新設・増設により、自らリサイクルを促進する事業
- (3) 前2号の事業で設置する施設は、焼却・脱水・破砕・選別等廃棄物の処理、処分を主たる目的とするものであってはならない。

(補助対象事業者)

第4条 この要綱において、補助対象となる事業者は、前条に規定する補助事業を実施する事業者で、かつ次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 自己又は自社の役員等が、廃棄物処理法律第14条第5項第2号に規定する欠格要件に該当する者でないこと。
- (2) 前号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。
- (3) リサイクルを実施するための適切な知識及び技能並びに経理的基礎を有していること。
- (4) 過去5年以内に廃棄物処理法の違反がないこと。
- (5) 県税の未納がないこと。

2 この補助金の補助事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 施設の新設又は増設若しくは処理の効率化、品質の向上につながる更新により、リサイクルされた製品の生産及び販売計画が、事業を安定かつ継続して実施できる見通しがあること。ただし、第10条第1項に規定する交付決定時において、当該事業に着手している場合は、補助の対象としない。
- (2) 原料となる廃棄物は、リサイクルに適した性状であり、一定の供給量が確保されることが確実で、その70%以上が県内から排出される産業廃棄物が使用されると見込まれること。
- (3) 補助対象となる事業の実施に当たり、廃掃法その他の法令に基づく許可が必要な場合は、その許可を受けている、又は確実に受ける見込みがあること。
- (4) 補助事業の実施に当たり、周辺的生活環境への支障を生じさせる恐れがないこと。
- (5) 補助金の交付申請書を提出する日までに土地の取得若しくは賃借をしていると。
- (6) 国、県、市町が実施する設備導入等に係る他の補助制度と併用していないこと。

(補助事業の実施期間)

第5条 補助事業の実施期間は、知事が第10条第1項の規定による交付決定を行った日から、事業実施年度の3月末日までとする。

(交付の対象経費及び補助率等)

第6条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率及び限度額は、別表のとおりとする。

- 2 補助事業等に要する経費は、当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額とする。
- 3 補助金申請時に仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、前条の対象経費からなる事業費に補助率を乗じて得た額の範囲内の額とする。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を限度額とする。

2 補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第4条に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

(計画変更等の承認申請)

第9条 規則第11条第2項第1号の規定により、前条で提出した書類の内容を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出しその承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更を除く。

(1) 補助額に変更がなく、対象経費の総額が2割を超えない範囲での増減

(2) 補助事業の内容に関し、補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の創意工夫により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(3) 補助事業の内容に関し、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 規則第11条第2項第2号の規定により、事業を中止し又は廃止しようとするときは、事業計画中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しその承認を受けなければならない。

3 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第4号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 知事は、第8条第1項、第9条第1項及び第9条第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは交付決定等を行い、補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 前条第1項による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から15日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第12条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付決定の全部

又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、補助事業者が第4条に掲げる要件を満たさないことが判明したときは、前項の規定を準用する。
- 3 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、その返還を命ずる。

#### (実績報告)

第13条 規則第13条に規定する実績報告書は、様式第5号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後（補助事業廃止の承認を受けたときを含む。）30日を経過した日又は県の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。
- 3 第6条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金等の額から減額して知事に報告しなければならない。
- 4 第6条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告しなければならない。
- 5 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類等は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。

#### (補助金の額の確定等)

第14条 知事は前条第1項の報告を受けた場合には、その書類の内容を審査し、必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は県職員に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対し質問させ、その報告に係る事業が適正に行われたかどうかを調査することができるものとし、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、補助事業者に通知するものとする。

#### (補助金の支払)

第15条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、交付請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

#### (財産の管理及び処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」とい

う。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らねばならない。

- 2 規則第20条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については同省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。ただし、これにより難いときは、別に定めるところによる。
- 3 規則第20条第2号の機械及び重要な器具は、別に定める場合を除き、取得財産等のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が、50万円以上の機械及び器具とする。
- 4 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に財産を処分しようとするときは、規則第20条の規定により、財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 知事は、補助事業者が規則第20条の規定による承認を得て取得財産等を処分したことにより収入があったと認められるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

#### （事業の広報）

第17条 補助事業者は、補助事業で整備した施設に長崎県産業廃棄物税を活用して整備した旨の表示を行うことにより、広報に努めるものとする。

- 2 補助事業者は、前項に基づき表示を行った場合は、知事に報告するものとする。

#### （排出抑制、減量化及びリサイクルの促進）

第18条 補助事業者は、補助事業完了後も産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルの促進に努めなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、当該年度終了後30日以内に、過去1年間の排出抑制、減量化及びリサイクルの状況について、事業効果検証報告書（様式第9号）により、知事に報告するものとする。
- 3 補助事業者は、前項に規定する事業効果検証報告書に関する証拠書類等を当該報告に係る会計年度終了後、3年間保存しなければならない。
- 4 知事は、必要に応じて、補助事業者の前項に規定する証拠書類等の提出を求め、現地調査を行うことができる。

#### （是正措置）

第19条 知事は前条第2項の報告書を受けた場合、その報告に係る成果が補助金の交付の目的に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を取るべきことを、期限を定めて補助事業者に対して指示するものとする。

- 2 補助事業者は前項の指示に係る措置の実績を報告しなければならない。

附則

この実施要綱は、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（第3条関係）

長崎県産業廃棄物リサイクル施設整備促進事業補助金の交付対象経費及び補助率等

補助対象経費			補助率	限度額
経費区分		内訳		
大区分	小区分			
工事費	(1) 建築（構築）物費	建築（構築）物の設置、改良に要する経費	補助対象経費 の2分の1以 内	1千万円
設備費	(2) 機械装置費	機械装置の購入及び借上げ、試作、改良、据付に要する経費		
	(3) 工具器具費	工具器具の購入及び借上げ、試作、改良、据付に要する経費		
	(4) 外注加工費	外注加工に要する経費		
その他	(5) 技術指導受入費	技術指導受入に要する経費		
	(6) 設計費	工事の施工に直接必要な調査測量、試験及び設計等に要する経費		
	(7) 分析調査費	廃棄物等の分析調査等に要する経費		
	(8) その他の経費	前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費		